

町民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が5月25日に全面解除されました。町民の皆様には緊急事態宣言の発令前から、感染の拡大防止に向けた様々な取組に継続してご理解とご協力いただいたところ
です。お陰様で町内では感染事例が発生することもなく、5月25日からは町内小・中学校も再開され、児童・生徒の元気な姿が戻りました。町民の皆様のご協力に改めて感謝を申し上げます。

緊急事態宣言の解除後は、7月末までに感染防止対策を取り入れた「新しい生活様式」の定着を図りつつ、社会活動や経済活動を段階的に再開することとされており、6月19日からはステップ2に進みます。これにより、一部制限のあった人の移動も原則自由になりますが、東京都については新規感染者数が比較的高い状況にあるため、往来には引き続き慎重な対応をお願いします。今後は観光の誘客なども本格化することで、町民の皆様も外出の機会が増えることと思いますが、往来先の感染動向には十分ご注意をいただきますようお願いいたします。また、びんぐし湯さん館でも、感染防止対策を講じたうえで、休止していたサウナなどの営業を再開しますのでご利用ください。

こうした活動の再開は、適切な感染防止対策が前提となりますので、これまで同様お一人おひとりの取組が大切です。感染防止の3つの基本、「身体的距離の確保」「人混みや会話の際のマスクの着用」「手洗い」を徹底していただくとともに、3つの密の回避など、日常の中に感染防止対策を取り入れた「新しい生活様式」を実践していただきますようお願いいたします。

令和2年6月19日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（坂城町長） 山 村 弘